

発電余剰電力買取規約 新旧対照表 202302

旧	新	備考
<p>広島ガス・発電余剰電力買取規約（取次）</p> <p>2.用語の定義 (4)「本発電契約者」とは、当社が取次したお客様の発電余剰電力を、送配電事業者（中国電力株式会社）と契約のうえ販売する三井物産株式会社（東京都千代田区丸の内1-1-3）のことをいいます。</p> <p>3.適用条件 当社は、お客さまから本発電契約者への電気供給の取次を行っており、当社が、お客さまの発電余剰電力を買い取り、本発電契約者への電気供給の取次を行うには、次の適用条件をすべて満たすことが必要です。</p> <p>4.当社へのお申し込み (5) 発電余剰電力買取の実施に際し、エネファーム typeS の設定に係る費用が別途発生する場合、配線工事等の別途工事を行う場合、および本発電契約者、送配電事業者より費用を請求される場合等の当該費用はお客さまにご負担いただきます。</p> <p>5.契約期間 (3) 3.に基づき、当社はお客様の発電余剰電力を買い取り、本発電契約者への電気供給の取次を行うにあたり、本発電契約者を予告なく変更できるものとし、お客さまは、その手続きにご協力いただきます。</p> <p>6.買電額の計量・算定 (1) 買電量は送配電事業者が行う検針により確定するものとし、検針値は当社が本発電契約者を経由して送配電事業者から入手するものとします。 (5) お客さまと小売電気事業者との契約が未締結など、当社および本発電契約者の責めによらない事由により送配電事業者より検針値の提供がされない場合等においては、買電額が算定できないため 0 円として取り扱いします。</p> <p>10.契約の解除 (3) 発電余剰電力買取の契約を解除するにあたり、(1)に示す場合には、お客さまは当社所定の様式により当社に対して発電余剰電力買取契約の解除を申請いただけます。あわせて本発電契約者を経由して送配電事業者に対し実施する系統連系手続きおよび発電量調整供給の契約解除に伴う書類作成にご協力いただけます。 (5) 当社は、本発電契約者と送配電事業者との協議結果をもとに、買取終了日を定めます。エネファーム typeS をお使いいただく場合は、当社はお客さまのエネファーム typeS において、契約を解除するために必要な設定を実施し、その費用は無償とします。ただし、(2)[2][3]の場合、別途定める標準的な実費をご負担いただきます。 (9) お客さまが、9.に定める発電余剰電力買取の停止、または、(1)～(8)に定める契約の解除に係る手続きを実施いただけない場合、当社はお客さまの同意なく、本発電契約者とともに送配電事業者との系統連系手続きおよび発電量調整供給の解除に係る手続きを行うとともに、お客さまのエネファーム typeS の適当な設定変更等（お客さまの敷地および住宅への立ち入りも含みます。）を実施できるものとします。</p>	<p>広島ガス・発電余剰電力買取規約（取次）</p> <p>2.用語の定義 (4)「本発電契約者」とは、当社が取次したお客様の発電余剰電力を、送配電事業者（中国電力株式会社）と契約のうえ販売する三井物産株式会社（東京都千代田区丸の内1-1-3）のことをいいます。</p> <p>3.適用条件 当社は、お客さまから本発電契約者への電気供給の取次を行っており、当社が、お客さまの発電余剰電力を買い取り、本発電契約者への電気供給の取次を行うには、買い取るには、次の適用条件をすべて満たすことが必要です。</p> <p>4.当社へのお申し込み (5) 発電余剰電力買取の実施に際し、エネファーム typeS の設定に係る費用が別途発生する場合、配線工事等の別途工事を行う場合、および本発電契約者、送配電事業者より費用を請求される場合等の当該費用はお客さまにご負担いただきます。</p> <p>5.契約期間 (3) 3.に基づき、当社はお客様の発電余剰電力を買い取り、本発電契約者への電気供給の取次を行うにあたり、本発電契約者を予告なく変更できるものとし、お客さまは、その手続きにご協力いただきます。</p> <p>6.買電額の計量・算定 (1) 買電量は送配電事業者が行う検針により確定するものとし、検針値は当社が本発電契約者を経由して送配電事業者から入手するものとします。 (5) お客さまと小売電気事業者との契約が未締結など、当社および本発電契約者の責めによらない事由により送配電事業者より検針値の提供がされない場合等においては、買電額が算定できないため 0 円として取り扱いします。</p> <p>10.契約の解除 (3) 発電余剰電力買取の契約を解除するにあたり、(1)に示す場合には、お客さまは当社所定の様式により当社に対して発電余剰電力買取契約の解除を申請いただけます。あわせて本発電契約者を経由して送配電事業者に対し実施する系統連系手続きおよび発電量調整供給の契約解除に伴う書類作成にご協力いただけます。 (5) 当社は、本発電契約者と送配電事業者との協議結果をもとに、買取終了日を定めます。エネファーム typeS をお使いいただく場合は、当社はお客さまのエネファーム typeS において、契約を解除するために必要な設定を実施し、その費用は無償とします。ただし、(2)[2][3]の場合、別途定める標準的な実費をご負担いただきます。 (9) お客さまが、9.に定める発電余剰電力買取の停止、または、(1)～(8)に定める契約の解除に係る手続きを実施いただけない場合、当社はお客さまの同意なく、本発電契約者とともに送配電事業者との系統連系手続きおよび発電量調整供給の解除に係る手続きを行うとともに、お客さまのエネファーム typeS の適当な設定変更等（お客さまの敷地および住宅への立ち入りも含みます。）を実施できるものとします。</p>	<p>販売先の変更に伴い“取次”を削除</p> <p>販売先の変更に伴い項目を削除</p> <p>販売先の変更に伴い“発電契約者”、“取次”の内容を削除</p> <p>販売先の変更に伴い“本発電契約者”を削除</p> <p>販売先の変更に伴い項目を削除</p> <p>販売先の変更に伴い“本発電契約者”を削除</p> <p>販売先の変更に伴い“本発電契約者”を削除</p> <p>販売先の変更に伴い“本発電契約者”を削除</p> <p>販売先の変更に伴い“本発電契約者”を削除</p>

<p>13.お客さま情報の取扱いおよびお客さまのご協力について</p> <p>(2) お客さまの情報は、発電余剰電力買取の運用のために、必要な限りにおいて本発電契約者、送配電事業者および業務委託先に提供させていただく場合があります。</p> <p>(3) 当社は、3.(3)または(4)の事実を確認するため、本発電契約者を經由して送配電事業者より、お客さまの電気供給契約の情報を取得する場合があります。</p> <p>(4) お客さまおよび本発電契約者、送配電事業者から当社が提供を受けた個人情報、エネルギー消費の分析や機器開発等に使用させていただきます。</p> <p>(7) 上記に加え、関係法令、官公庁、本発電契約者および送配電事業者からの指示に従い、当社はお客さまの情報を当該官公庁、本発電契約者および送配電事業者に対して報告できるものとします。</p> <p>16.その他</p> <p>(5) 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）に基づき経済産業省及び環境省に報告する CO2 実排出係数及び調整後排出係数の算定において、本契約の基づく電力需給により、発生した CO2 排出量については、本発電契約者の排出として扱うものとします。</p> <p>【別表 1】 発電余剰電力買取 対象機器一覧表</p> <p>2.対象機種 対象機種のメーカーおよび型番は燃料電池ユニットにて規定します。なお、エネファーム typeS に接続する給湯器または暖房給湯器、リモコン等の組み合わせは、原則として、当社が指定しているものとしますが、その他当社が定める事項がある場合は「別途、定める事項」に記載します。</p>	<p>13.お客さま情報の取扱いおよびお客さまのご協力について</p> <p>(2) お客さまの情報は、発電余剰電力買取の運用のために、必要な限りにおいて本発電契約者、送配電事業者および業務委託先に提供させていただく場合があります。</p> <p>(3) 当社は、3.(3)または(4)の事実を確認するため、本発電契約者を經由して送配電事業者より、お客さまの電気供給契約の情報を取得する場合があります。</p> <p>(4) お客さまおよび本発電契約者、送配電事業者から当社が提供を受けた個人情報、エネルギー消費の分析や機器開発等に使用させていただきます。</p> <p>(7) 上記に加え、関係法令、官公庁、本発電契約者および送配電事業者からの指示に従い、当社はお客さまの情報を当該官公庁、本発電契約者および送配電事業者に対して報告できるものとします。</p> <p>16.その他</p> <p>(5) 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）に基づき経済産業省及び環境省に報告する CO2 実排出係数及び調整後排出係数の算定において、本契約の基づく電力需給により、発生した CO2 排出量については、当社の排出として扱うものとします。</p> <p>【別表 1】 発電余剰電力買取 対象機器一覧表</p> <p>2.対象機種 対象機種のメーカーおよび型番は燃料電池ユニットにて規定します。なお、エネファーム typeS に接続する給湯器または熱源機、リモコン等の組み合わせは、原則として、当社が指定しているものとしますが、その他当社が定める事項がある場合は「別途、定める事項」に記載します。</p>	<p>販売先の変更に伴い“本発電契約者”を削除</p> <p>販売先の変更に伴い“本発電契約者”を削除</p> <p>販売先の変更に伴い“本発電契約者”を削除</p> <p>販売先の変更に伴い、“本発電契約者”を削除</p> <p>販売先の変更に伴い、“本発電契約者”を“当社”に変更</p> <p>“暖房給湯器”を“熱源機”に修正。当社では熱源機という呼称を使用しているため</p>
--	--	--